

告 示

埼玉県選管告示第四十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

平成三十年十一月十六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|-----|-------------|--------------------|
| 病院 | 北本共済病院 | 埼玉県北本市大字下石戸下五一一番地一 |